

# 國學院大學學術情報リポジトリ

情報公開法と権利救済（一）：  
フランス法を素材として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 信行 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000132">https://doi.org/10.57529/0002000132</a>

# 情報公開法と権利救済 (一)

——フランス法を素材として——

高橋 信行

## 第二節 序

第二節 情報公開法制——情報へのアクセス法

第三節 救済手段と越権訴訟制度——日本法との関連  
で

第一項 越権訴訟の性質

第二項 行政統制の拡大——Conseil d'Etatの役割

第四節 情報公開法制と越権訴訟

第一項 両制度の「親和性」

第二項 行政統制の限界(以上、本号)

第五節 情報公開訴訟における判例法理の展開——

情報公開に対する消極的姿勢

第一項 判例法理の展開——全体的傾向

第二項 実体法上の問題

第三項 訴訟法上の問題

第六節 判例法理の理論的背景——行政統制の拡大

第七節 二〇〇〇年四月十二日法による改正点

第八節 総括

## 第一節 序

1

わが国の情報公開法・情報公開条例に関する判例は既に多数に上っており、解釈論上の主な争点においては、精

緻な判例理論が形成されつつある。<sup>(2)</sup>しかし、筆者の私見に過ぎないが、情報公開法と権利救済制度の関係については、これまで十分な議論が展開されてきたとは言えないように思われる。

そこで、本稿では、フランスの情報公開法制を分析することを通じて、権利救済制度の如何が情報公開法の運用にどのような影響を及ぼしているかを解明することにする。<sup>(3)</sup>その際の問題関心は、同国の行政裁判制度が情報公開訴訟を処理する際に、どのような理論上の問題が生じているか、あるいは生じていないのか、という点である。

まずフランスにおける一般的情報公開法である一九七八年七月十七日法の説明を行った後、同法に関する判例理論や学説の見解等を分析する。法律の名称からも分かるとおり、フランスの情報公開法制は既に二十年近くの運用実績があり、判例や学説の蓄積もかなりの数に昇る。これらの検討を通じて、情報公開法制に隠された問題点を明らかにすることが出来るだろう。

あらかじめ概観すれば、採り上げるべき諸問題点は次の二点に集約される。

一九七八年七月十七日法に基づく情報公開請求権が違法に侵害された場合には、終局的には越権訴訟 (*recours a excès du pouvoir*) を通じて、行政裁判権たる *Conseil d'Etat* (以下 C.E. と略する) によってその是正が図られる。そして、このような制度選択を問題視する見解は立法関係者にも学説にも見当たらず、この点がドイツ公法における問題状況との違いであると思われる。その理由を確定することは困難ではあるが、推論すれば、そもそも越権訴訟が拠って立つ理念自体が情報公開法制の理念に親和的であることが挙げられるだろう。本稿の第一の課題は、この仮説をより具体的に論証することにある。

次に、情報公開法制の運用に際して幾つかの問題が生じていることが挙げられる。すなわち、一九七八年七月十七日法に関する C.E. の判例理論を見る限り、情報公開に対して極めて消極的な立場が堅持されていることが読み

取られるのである。日本の情報公開審査会に当たるCADAの勧告や立法者意思が情報公開に対して積極的な姿勢を強く打ち出しているにもかかわらず、未だにこの傾向は続いている。本稿の第二の課題は、このC.F.F.の消極的姿勢を説明付けることにある。

## 第二節 情報公開法制——情報へのアクセス法

フランスにおける一般的情報公開法制は、一九七八年七月十七日法<sup>(4)</sup>によって制度化され、その後幾つかの改正を経て今日に至っている<sup>(5)</sup>。あらかじめ概観すれば、制度の中核的部分に関しては、アメリカ連邦政府のFOIAや我が国の情報公開法と共通する点が多い。公開請求権は何人にも付与されており、公開の成否は請求者の利益状況に左右されないこと、公文書の公開原則が貫かれており、例外的に非公開が許される場合として非開示事由が定められていること、公開を拒否された請求者にはC.F.F.による裁判的救済が与えられること、不服申立の審査機関として独立行政委員会(CADA)が設置されていること等である。なお、同法の規定自体は極めて簡潔であり、細部の内容は専らCADAの勧告とC.F.F.の判例法理によって補充されているのが特徴である。

以下では、フランス情報公開法制の諸特徴を検討するが、まず、同法の制定当時の議論について考察し、次に、その後の判例の発展状況とそれらに対する学説の諸批判を分析する。なお、同法の一部、特に個人のプライバシー等の保護に関する規定やCADAの権限等に関する規定が二〇〇〇年四月十二日法によって大きく改正されている。但し、その改正はもっぱら形式に関わるものであり、内容的な変更はごく僅かにとどまるものであることから、以下では、二〇〇〇年改正前の規定(以下旧法と略する)を基に分析を進め、改正点については第七節におい

てまとめて検討することにしよう。

(1) 一九七八年七月十七日法制定の背景<sup>(6)</sup>

同法の制定は、「行政客体と行政との関係改善」と呼ばれる一連の改革の一環として為されたものである。<sup>(7)</sup> 以前においては、文書公開に関する統一的法制度は存在しなかったとされる。市町村議会の会議議事録・予算書等の閲覧に関する法律や、公務員の懲戒処分における文書閲覧権を認めた法律等、特別法の明文の規定がある場合にのみが行政文書の公開が認められていたが、それ以外の領域においては、もっぱら情報公開は行政の裁量に属するものと考えられていたのである。<sup>(8)</sup> 又、不利益処分を受けた行政客体の「防御権 (droit de la défense)」を保障するために、C.F. の判例法理によって、行政処分の理由付記義務や、処分の基礎資料に対する閲覧権が認められていたが、これらとて旧来の文書閲覧権の枠内に留まるものに過ぎなかった。さらに、全体的傾向を概観すれば、<sup>(10)</sup> C.F. の判例法理は必ずしも情報公開に積極的ではなかったとされる。一九七八年七月十七日法制定以前の傾向に関して Frayssinet は次のように述べる。

「行政情報の公開に関しては、行政客体が享受する裁判的保護は空しい結果に終わり、行政の官僚的態度が正当化される結果となっている。裁判官は、強力な行政に相對する行政客体を実効的に保護する役割を果たしていない。他の領域においては、その司法的可能性が強く發揮されているにもかかわらず。」<sup>(11)</sup>

結局、民主主義的契機を理念とする一般的情報公開制度の導入は、一九七八年七月十七日法の制定を待たなければならなかったのである。

## (2) 公開請求権の付与

(1)で述べたように、一九七八年七月十七日法は一般的情報公開制度について規定するのであるが、厳密に言えば、同法は個人情報保護に関する諸規定をも含んでいることに注意しなければならない。すなわち、同法の15条は、記名公文書 (document nominatif) に関して当該文書に関係する個人 (concernés) から請求があった場合、行政機関はプライバシー・私生活上の秘密等の非開示事由を請求者に対抗し得ないと定めており、その他にも、個人情報法の訂正請求権も認められている(法3条<sup>(12)</sup>)。このように、同法は、個人情報保護の観点から利害関係人に特別の請求権を付与しており、情報公開制度の枠内での本人開示を認めない日本法とは大きく異なるものである<sup>(14)</sup>。

もつとも、この規定の反対解釈として、記名公文書に関してはそれ以外の第三者には一律に請求権が否定されることとなるために、「記名性」の解釈如何によつては、公文書への第三者のアクセスが著しく狭まることになる。そのため、「記名性」の解釈が極めて重要な意義を有することになるのであるが、CADAの示した基準によれば、文書の内容から単に個人が識別され得るだけでは、記名文書に該当せず、当該文書が「個人に対する価値判断や評価を含む」場合か、「個人の行動に関する記述を含み、その公開が当該個人に損害を与える恐れがある」場合には、対象文書の記名性が認められるとされる<sup>(15)</sup>。この基準は、記名公文書の範囲を一定程度限定するものであり、第三者によるアクセスという観点からは、望ましいものであると言えるだろう。

次に、無記名文書 (non-nominatif) に関しては、全ての者 (toute personne) に公開請求権が認められる<sup>(17)</sup>(法1条)。この規定は、請求者の国籍(外国人等)や、行政庁との関係(公務員等)に関わりなく、およそ何人にも請求権を認める趣旨を表したものと解されている<sup>(18)</sup>。また、この「何人」という概念から、次の二つの帰結が導かれ

る。第一に、当然のことであるが、請求に際して請求者は文書の公開によって自らが受ける利益を主張する必要はない。<sup>(19)</sup> 逆に言えば、行政庁は請求者の個人的事情や動機を理由にして請求を拒絶し得ないと解されている。第二に、仮に請求者が自らの資格・地位等を援用して文書の公開を求める特別の正当性を有することを主張しても、この主張は排斥されると解されている。<sup>(20)</sup> 例えば、請求者が地方議会の議員や労働組合であっても、通常の市民と同水準の公開しか認められない。

このことから、同法における情報公開請求権は、純粋な手続的権能——請求者の有する実体的権利と切り離された権能——として構築されていることが理解できるだろう。<sup>(21)</sup>

### (3) 対象文書の範囲<sup>(22)</sup>

同法は、行政機関の有する「行政文書 (documents administratifs)」の公開義務を定めるものであり、法一条が対象文書の類型を列挙している。一件書類、報告、研究報告、会計報告、会議録、統計、裁量基準、訓令、通達、実定法の解釈基準、大臣の意見書、勧告 (○) (四) のそれを除く)、予測、決定。但し、これらはいくまで例示に過ぎず、ここで挙げられた類型に該当しない公文書も対象に含まれると解されており、文書の類型を理由に公開が拒否されるケースは極めて稀であるとされる。<sup>(23)</sup> もっとも、詳しくは以下で述べるが、文書の性質 (未完成文書、準備段階文書、公法的性質) を理由として公開が制限される場合が多いことにも留意しなければならない。

### (4) 非開示規定

法六条は例外的に非公開が許される文書の類型を定める。その内容に関しては、我が国の情報公開法の非開示規

定とほぼ同様であり、特別な説明は要しないであろう。以下ではその要点のみを概観する。

a) 個人的利益・企業利益を保護する除外規定

既に述べたように、記名文書に関しては、第三者の公開請求権自体が排除されており、個人情報の多くは非開示規定の援用を待つまでもなく保護されることとなる。しかしながら、無記名文書の中にプライバシーに関する情報が含まれることも十分考えられるところであり、その場合、法六条の非開示規定によって個人情報の保護が図られる。<sup>24)</sup>

同条は「私的生活、個人的書類、医療カルテの秘密」に関わる文書の非開示を定める。CADAの解説書に拠れば、その具体的内容として、特定個人の住所や家族構成、私生活等が挙げられている。<sup>25)</sup> なお記名文書と法六条によって保護される文書の違いは極めて微妙であり、必ずしも明確な区別が立てられているわけではないとされる。<sup>26)</sup>

又、企業情報に関しても、法六条は「商業的・産業的<sup>27)</sup>秘密」の非開示を定めており、その保護を図っている。これまでのところ、判例上この非開示事由が取り上げられることは極めて少ないが、環境情報や消費者情報に関わる企業文書に関しては、CADAは公開に消極的であるとされる。<sup>27)</sup>

b) 公的利益を保護する除外規定

公的利益の保護に関しては、法六条は、「政府および執行権に属する権限主体の審議」「国防・外交上の秘密」「通貨・公債・国家の安全・公共の安全」「裁判所の審理もしくはその予備作業」「関税・租税違反の捜査」に関する情報の非開示を定めている。言うまでもないが、いずれの規定も極めて抽象的なものであり、その具体的内容は

終局的には C.F. の判例法理によって確定される。<sup>(28)</sup>

(5) 権利救済——公開拒否に対する争訟手続

請求者は、権限行政庁の対応（全部非開示決定又は部分開示決定）に不満を抱く場合には、権利救済制度を利用し得る。同法の定める救済制度は二段階に分かれている。

まず、我が国の情報公開審査会に類似する機関として CADA (Commission d'accès aux documents administratifs) が設置されており、請求者は同委員会に救済を求めることができる。もともと、法律は不服審査前置を要求している訳ではないが、C.F. の判例法理は不服審査前置原則を採用しており、後述の越権訴訟を提起する場合には、CADA への申立が必要条件となる。<sup>(29)</sup>

申立を受けた CADA は勧告 (avis) を提示し（法二十条三項一文）、これを受けて権限行政庁は再度の決定を行うこととなる。但し、CADA の勧告は権限行政庁を法的に拘束するものではなく、その意味で CADA の権限は諮問的なもの (consultatif) にとどまる。我が国の状況とは異なり、CADA の勧告を行政側が受けられない場合も決して少なくなく、例年その比率は一〇～二〇％に上るとされる。<sup>(30)</sup>

仮に請求者が行政庁の再度の決定にも不満を抱く場合には、行政裁判所に越権訴訟を提起できる。同法に明文の規定は存在しないが、フランス公法においては、法律の規定が越権訴訟の可能性を明確に排除しない限り、越権訴訟の提起が許されると考えられており、<sup>(31)</sup> 情報公開法についてもこの理が妥当すると考えられている。また、出訴期間等に関するごく僅かな例外を除けば、同法は特別な訴訟規定を定めておらず、越権訴訟の審理は行政訴訟の一般法に基づいて実施されることとなる。<sup>(32)</sup>

### 第三節 救済手段と越権訴訟制度—日本法との関連で

上述のように、行政庁の非開示決定に不満を抱く請求者には、当該決定に対して越権訴訟 (recours a excès du pouvoir) を提起することが認められる。この救済制度の特徴としては次の二点が挙げられるだろう。まず、情報公開に関する終局的な救済機関として、○印を頂点とする行政裁判権が選択されていること。次に、記名文書の公開請求権を除けば、公文書の開示請求権は個人の個別的・具体的利益とは切り離された客観的権利(手続的権能)として構成されていること。

情報公開に関する救済制度をどのように設計するか、という問題は、わが国の情報公開法制の黎明期に議論された点であり、以下では、まず昭和五十九年の横浜地裁、東京高裁の二つの判例を多少詳しく検討した上で、わが国とフランスにおける問題状況の違いを明らかにしておこう。<sup>(33)</sup> 両判決においては、情報公開請求に対する非開示決定・一部不開示決定が為された後に、その決定の取消訴訟を提起し得る原告適格が誰に認められるか、という点が争点となり、<sup>(34)</sup> 前者が開示請求者の原告適格を否定したのに対して、後者はこれを肯定している。

周知のとおり、今日では、およそ公文書の開示請求者——すなわち非開示決定の名宛人——に原告適格が認められる、という判例理論が確立して<sup>(35)</sup>おり、学説でもこれを問題とするものはいない。しかし、東京高裁判決は、結論として開示請求者の原告適格を認めながらも、なお付言として次のように述べる。

「(本件条例の) 制度目的は、住民に固有の具体的権利、利益を保護するというよりは、県政の適正な運営を図

るといふ一般的利益の実現にあり、そうとすれば、いわば神奈川県の一機関としての県民等に対し公文書の閲覧等を求め得る権能ないし権限を与えるにとどめ、それをめぐる争訟制度も、違法な公権力の行使によつて権利、利益を侵害された者に対する救済方法としての行政不服審査法所定の不服申立て及び行政事件訴訟法三条所定の抗告訴訟によるものとするよりは、同法六条所定の機関訴訟又は同法五条所定の民衆訴訟のひとつとして法律の定めるところによることとするのがより制度の趣旨に適合すると解されるところであるが、それはもとより立法の当否の問題に過ぎないのである。」

このように、高裁判決は民衆訴訟の導入を示唆しているのであるが、その論旨は次のように整理されるだろう。

まず、請求者個人の固有利益（「固有の具体的権利、利益」と、およそあらゆる住民に認められる一般的利益（「県政の適正な運営を図るといふ一般的利益」とを区別した上で、本件の情報公開条例においては、一般的利益の享受者全てに原告適格を認める（逆に言えば、原告適格を認める際には請求者個人の固有利益は要求されない）との立法政策が採用されたものと理解する。しかし、このような権利救済制度は、請求者が有する固有の利益とは係わりなく司法審査の発動を認めるものであり、その意味で講学上の「客観訴訟」として位置づけられることになる。<sup>(36)</sup>そして、この点を前提とするならば、高裁判決が「新たな客観訴訟の設立」に言及した所以も理解できるものと思われる。すなわち、条例制定当時の立法者のさしあたりの目的は、文書の非開示決定に対して司法審査の途を開くことにあり、実際の審理の過程における訴訟法上の問題点については、何ら解決が与えられていなかった<sup>(37)</sup>のである。もつとも、「制度の趣旨に適合した」訴訟形式の内容については、高裁判決は民衆訴訟及び機関訴訟類似の形式を想定しているようだが、具体的な要請が述べられているわけではない。

以上の検討からも明らかのとおり、我が国の場合、情報公開条例に関する権利救済をめぐる様々な議論が展開されたのだが、フランスでの議論を見る限り、この点を問題視する見解は全くと言ってよいほど存在しない。例えば、我が国の情報公開法における原告適格の問題と同様、一九七八年七月十七日法に關しても請求者の「出訴の利益」が問題となるはずであるが、運用開始当初から、およそ情報の請求者全てに原告適格が認められるとの判例が確立しており、学説においても判例法理を問題視する見解は存在しない。

このように両国における問題意識が異なっている理由については、フランス公法における○の位置付け、及び、主たる訴訟形式である越権訴訟の意義を理解することで、一応の示唆を得ることが可能であろう。以下ではこれら二点について検討する。

## 第一項 越権訴訟の性質

### (1) 越権訴訟の客観的性質

まず、第一の理由として、越権訴訟の性質・構造が、一般的情報公開請求権の拠って立つ理念に親和的であることが挙げられるだろう。しばしば言われることであるが、越権訴訟は「客観訴訟」としての性格を有し、その中核的機能は、行政活動の客観的な合法性の担保にあるとされる。もちろん、越権訴訟には主観的な要素も幾つか含まれており、その訴訟要件として、原告が行政の作為・不作為によって何らかの権利利益の侵害を受けたことが要求されることは日本法と変わらない(いわゆる出訴利益の問題である。詳しくは(2)で後述する)。しかし、越権訴訟による行政統制の射程が、狭い意味での個人の実体的権利にかかわる行政活動に限られず、個人の実体的権利との

関連性が希薄な行政活動にも及ぶことは確かであり、この意味で越権訴訟制度には客観的な要素が含まれていると考えられるのである。

このように、個人の権利保護を主目的とする日本法の行政訴訟制度と、行政活動の適法性維持を主目的とするフランスの越権訴訟制度とは、拠って立つ理念が異なると評価される。そして、概略的に述べれば、越権訴訟の具体的特質は次の三点に体现されると考えられる。越権訴訟を提起し得る原告の範囲が拡大されていること (inter-et a agir の解釈)、本案審理における違法事由が個人の権利毀損に限られないこと (égalité externe/interne)、判決の効力が対世効 (erga omnes) を有することである<sup>(39)</sup>。本稿のテーマに関係するのは、特に前二つの特質であると考えられるので、以下ではこれらについて検討する。

## (2) 出訴利益の具体的内容

周知のとおり、我が国の行政訴訟やドイツにおけるそれと同じく、越権訴訟においても原告が訴訟の遂行に何らかの個別的・具体的利害関係を有することが訴訟要件として要求される。この原告の資格に関する訴訟要件は「出訴の利益」(interet a agir) と呼ばれるものであり、フランス行政訴訟制度において重要な概念として位置付けられている。

結論から先に述べれば、越権訴訟の出訴利益は、CJCE の判例法理の発展を受けて、我が国やドイツの原告適格 (Klagebefugnis) 概念よりはるかに拡大されて解釈されていると言える。抽象的な基準のみを挙げれば、集团的利益<sup>(40)</sup> (interet collectif) や公の利益 (interet public)、<sup>(41)</sup> もらうには道徳的利益<sup>(41)</sup> (interet moral) も出訴利益を基礎付けることとされるのである。

このフランス法特有の出訴利益概念は、十九世紀末から二十世紀初頭にかけて提示された一連の判例により、それまでの厳格な解釈——個人的且つ私的な利益 (*intérêt individuel et privé*) の存在——が緩和され、越権訴訟を提起し得る原告の範囲が大幅に広げられた結果であるとされる。<sup>(42)</sup> また、そのターニングポイントとなった著名な事例としては、一九〇一年の *Casanova* 判決がしばしば挙げられる。<sup>(43)</sup> 本判決では、市の住民が納税者として有する利益も、市の財政支出の取消を求める出訴利益を基礎付けるものとされた。もともと、事案は多少複雑である。無償医療を市民に提供する目的で市が専属の医師を雇ったことが事案の発端であり、医師の雇用に関する財政支出を決議した市議会の決定に対して、市在住の医師が越権訴訟を提起したものである。<sup>(44)</sup> *C.F.* は、原告医師らには「市の納税者としての資格で」当該決定の取消を求める出訴利益が認められると判示して、越権訴訟が納税者訴訟として用いられる可能性を開拓したのである。

しかし、*C.F.* は出訴利益の無限定な拡大を認めているわけではない。判例法理の発展はある段階で止まり、今日でも、訴訟要件として行政決定の取消に関して原告が何らかの利益 (*intérêt froissé*) を有することが要求されているのである。納税者訴訟を例に挙げれば、*Dufour* 判決において、*C.E.* は、「国の納税者」としての利益は出訴利益を根拠付けるに足りないとして、国の財政支出行為に対する越権訴訟を不適法としているのである。<sup>(45)</sup>

なお、*C.F.* も、全ての行政分野において出訴利益を寛容に認めているわけではなく、判例法理の傾向を確実に把握するためには、より詳細且つ広範な検討を行わなければならないだろう。しかし、既に幾つかの分野において、個人的権利との関連性が極めて希薄な利益を保護するために越権訴訟が発動されていることは確たる事実である。そしてここでは、原告が受けた侵害 (*ex* 納税者としての利益) を救済するという目的は後退し、行政活動の適法性を回復するという目的が前面に現れるのである。

## (3) 本案審理における違法性審査

また、越権訴訟における本案審理に際しても、行政統制の範囲が拡大されるに至っている。すなわち、行政行為の取消は、当該行為が個人の権利を直接には擁護しない法規範に抵触する場合にも認められるのである。この問題はいわゆる行政行為の違法事由 (moyens) と呼ばれるものであり、以下で若干詳しく検討する。

歴史的に見れば、出訴利益の拡大と同時に、行政行為の違法事由も拡大の傾向をたどって来た。<sup>(46)</sup> まず、行政行為の形式に関する違法性 (égalité externe) に関しては、一七九〇年の越権訴訟制定時には、無権限 (incompétence) の主張のみが認められていたが、さらに加えて、形式の瑕疵 (vice de forme) と権限濫用 (détournement de pouvoir) が違法事由として認められた。

さらに、行政行為の内容に関する違法性 (égalité interne) に関しても、同様の傾向が見受けられる。もともと、一八六四年以前においては、越権訴訟の本案審理において内容の違法性を審査することは許されておらず、内容の違法性は、専ら完全審理訴訟 (contentieux de pleine juridiction) の類型においてのみ審理されることが許されていた。したがって、完全審理訴訟の原則に基づき、原告の「既得権の侵害 (violations des droits acquis)」が認められない場合には、行政行為の内容の違法性は取消事由と為り得なかつたのである。

しかし、一八六四年の改革の結果、越権訴訟の四番目の取消事由として「法規範への侵害」が認められ、越権訴訟は、行政行為の形式の違法性のみならず、内容の違法性をも審査する権限を得るに至る。それ以後、狭い意味での「既得権」に関係しない法規範も行政行為の違法性を基礎付けるとされ、越権訴訟は行政行為に対する包括的統制手段として確立されたのである。<sup>(47)</sup>

## 第二項 行政統制の拡大——Conseil d'Etatの役割

以上のように、判例法理の漸進的な発展の結果、今日では、C.F.を中心とする行政裁判権が行政に対して極めて広範な統制を行っている。しかし、このような行政統制の拡大は、行政裁判権と積極行政(通常行政権)との力関係を変動せしめるものでもあり、何らかの正当化根拠を要するものでもあったとも考えられる。以下では、行政統制の強化を支えた理念について若干検討することにする。

## (1) 越権訴訟の歴史的由来

まず、一つ目の理由付けとして、越権訴訟の歴史的由来が挙げられる。<sup>(48)</sup>既に十九世紀初めには、C.F.は行政決定に対する不服の訴えを受理していたが、法律上、C.F.は争訟の解決案を所管大臣に提案する諮問的権限しか有しておらず、終局的な決定権限はあくまで大臣に留保されたままであった。この意味で、越権訴訟の原型は「裁判形式を採った階層的不服申立て(recours hiérarchique en la forme juridictionnelle)」に過ぎなかったのである。もちろん、その後C.F.の権限は拡大され、一八七二年五月二十四日法により、行政訴訟に対する完全な終局的権限が認められるに至るが、このような歴史的由来が今日においてもなお影響を残しているとも考えられている。この点に関してLaubadèreは次のように述べる。

「越権訴訟は今日、実体的にも形式的にも真の争訟(contentieux)として見なされているが、越権訴訟制度の幾つかの特質——特にC.F.が行政に対する統制を非常に大胆に行使用すること、その大胆さが、裁判官の態度

というよりむしろ行政権の長としての態度を思い起こさせること——は、なお階層的不服申立というコンセプトの生き残りであると思われる。<sup>(49)</sup>」

この Laubadère の見解は漠然としたイメージ以上のものではないが、一応の説得性を有しているように思われる。C、D と積極行政との関係は上下関係に近いものとして考えられており、その当否は別として、この考え方が越権訴訟の幾つかの特質を説明付ける際に広く用いられている。<sup>(50)</sup> 極論すれば、C、D の行う行政統制とは、行政権内部における自己統制に他ならず、その拡大は、単に監督官庁が自らの職責をより良く全うしていることの現れであると理解されているのである。

## (2) 「良き行政」の保障

また、行政統制の拡大を理論上の観点から強く推し進めた論者として、Haurion の名を挙げなければならない。彼が唱えた「良き行政 (bonne administration)」の理念が、行政統制の拡大を支える理論的支柱になったと考えられるからである。前述の Casanova 判決の評釈において Haurion は次のように述べる。

「財務支出に対する( ) 評価権限の出現——この点については後に検討するが——は、越権訴訟の理論にとって興味深いものである。この点を通じて納税者訴訟は、越権訴訟に対して単なる訴訟要件の拡大以上のものをもたらす。結局のところ、納税者訴訟は越権訴訟をその本来の役割へと戻すのである。ここ数年、越権訴訟は法の統制の中に閉じこもるかのように思われた。かくして、C、D は自らの高い地位を少し失いつつあった、C、D は、他の判事のように、法律の適用を保障する判事となっていたのである。大胆な方向転換によって、越権訴訟は良き行政の確保手段という従来の地位を回復した、そして、それは積極行政から分離され得ない評

個権限をC.F.が獲得することによって達成された。C.F.はその本来の役割、単に法律の適用を保障する判事の役割ではなく、良き行政を保障する判事の役割を取り戻したのである。両者の意味は同じものではない、なぜなら、良き行政とは法律の文言から発せられるものではないからである、例えそれらが最大限綿密に作成されていたとしても<sup>(51)</sup>。」

このHauriouの記した評釈については、多少の補足が必要であろう。Hauriouに拠れば、十九世紀後半における地方分権の進行と平行して、特に小自治体における財務支出の不正が際立つようになっており、不正防止のための制度として制定されていた監督制度(tutelle)も、選挙民の歓心を得ようとする首長や大臣の恣意的運用にあり、満足な成果を達成していなかったとされる。続いてHauriouは、このような状況下においては、C.F.には、現状を憂う「公の良識(conscience publique)」の声を汲み取り、監督権限を代わりに行使することが求められる、と結論付けているのである<sup>(52)</sup>。

もともとHauriouの理解によれば、越権訴訟は、法適合性とは区別された「行政道徳律」を維持するための手段として考えられていた<sup>(53)</sup>。そして、このCasanova判決の評釈においても、法律適用の保障を超えた「良き行政の保障」が強調されるのである。ここでの僅かな検討から結論を導くことには慎重でなければならぬが、少なくとも、越権訴訟及びそれに従事するC.F.には、個人の権利保護を超えた広範な客観的行政統制が期待されていたことが理解されるだろう。

#### 第四節 情報公開法制と越権訴訟

##### 第一項 両制度の「親和性」

ここまでの検討から、情報公開法制と越権訴訟制度との親和性を読み取ることが可能であろう。まず、越権訴訟の特徴を再度まとめれば、次の点が挙げられる。<sup>54)</sup> その目的が、個人の実体的権利（固有の利益）の保護にとどまらず、様々な行政活動の適法性統制をも含むものであると考えられており、またそのようなものとして運用されていること。実際、越権訴訟はしばしば個人の権利との関連性が希薄な領域（ex. 納税者訴訟等）をも対象としている。そして、その際、原告はもはや権利の保持者として行政に相對峙する者ではなく、むしろ、行政の違法を探知する監視者としての役割を演じること。<sup>55)</sup>

これらの特質が情報公開法制の理念に親和的であることは、言うまでもないだろう。情報公開法制の核心は、請求者の有する固有の利益にかかわりなく、裁判審査の発動を求める権能を何人にも認めることにある。その意味で、情報公開請求権は手続的権利としての性質を有しており、また、それをめぐる争訟も、請求者の固有益が審査対象にならないという意味で、客観的性質を帯びることになると考えられるのである。幾つかの具体例を挙げれば、原告の有する実体的権利に関係なく出訴利益が認められること、原告の地位が行政の透明性を確保する検察官の地位に近づくこと、紛争の利益状況が諸公益相互の対立に近づくこと等があるが、これらの諸性質はまさに越権訴訟制度に内在する性質に近しいと考えられるのである。

このような親和性に鑑みれば、救済手段の越権訴訟制度への組入れがフランスにおいて特に問題視されなかったことも十分理解されると思われる。確かに、情報公開法の制定は○四に新たな行政統制の手段を追加するものであったが、この統制手段は、それまでの○四の任務を、量的な問題はさて置き、少なくとも質的に変容せしめるものではなかったのである。

## 第二項 行政統制の限界

もつとも、このような救済手段の越権訴訟への組入れについては、全く問題が存在しないわけではない。まず、越権訴訟制度それ自体に内在する問題点から検討すれば、しばしば指摘されるように、○四の行政統制に何らかの限界が存在することも事実である。以下では、フランス公法における幾つかの基本原則を取上げ、行政統制の限界がどのように観念されているかを分析する。

### (1) 権力分立原理

第一に、権力分立原理から行政統制の限界が導かれ得る。もつとも、周知のとおり、フランス公法における権力分立原理はドイツ公法や日本公法のそれとはかなり異なる様相を示す。

#### a) 歴史的由来

革命期のフランスにおいて主張された権力分立原理は、革命期以前の高等法院 (Parlements) の介入から行政

権を保護し、司法権による一切の行政統制を排除することを根拠付けるための原理であった。この原理は、著名な一七九〇年八月十六―二十四日法の十三条に具体化されている。「司法の作用 (fonctions judiciaires) は他から區別され行政の作用 (fonctions administratives) から永久に分離される。判事は、如何なる態様であれ、行政機関の活動を妨げてはならず、行政官の爲した職務を理由に、彼らを裁判所に召喚してはならない。」

この文言からも分かるとおり、フランス公法における権力分立原理とは、司法権 (通常裁判所) の行政権への不可侵を意味するものであり、裁判所による行政統制を限界付ける基準としては、参考にならないと考えざるを得ない。もっとも、積極行政に対する統制の必要性自体は否定されたわけではなく、別系統の統制機関として C.E. を頂点とする行政裁判権が行政府内部に構築されている。したがって、C.D. と積極行政との関係を分析することによって、裁判所による行政統制を限界付ける基準の一端が明らかになるものと期待される。

b) フランス公法体系における行政裁判権と積極行政との未分離

結論から先に述べれば、C.D. と積極行政の関係は、「行政と緊密に結び付けられた裁判権 (une juridiction liée a l'administration)」という概念によって表わされる。この点につき Debbasch は次のように述べる。

「この緊密性は、当初は、行政官自身が裁判権を行使することの帰結であった。行政裁判権がその固有の権限が獲得した際に、積極行政と行政判事を完全に分離しないという考えが生まれた。行政判事が積極行政を十分に裁き得るためには、積極行政から完全に無関係 (étranger) であってはならない。このことは、以下の事象を説明付ける根拠となる。行政裁判と平行して行政委員会としての機能が維持されていること、行政判事の一部が行政官から採用されること、行政の諸作用が C.D. の委員によって担われること。<sup>(56)</sup>

この積極行政との関係が、行政裁判所に特別な性質をもたらすことになる。行政裁判権は、裁判権の発現としての性格よりも、むしろ行政の一部分としての性格が強い。積極行政の統制が特別な司法秩序によって担われることは、もともと歴史的な理由によるものであるが、今日では、実的な理由によって正当化される。行政の活動に起因する諸問題を裁く際には、行政に詳しい判事による専門化が進むことは、行政統制に極めて有利に作用する。行政判事は、個人の権利保護の要請と行政活動が直面する困難さの双方に配慮した法準則を導くことが出来たのである。<sup>(27)</sup>

結局、積極行政と行政裁判権との間には明確な分離は存在せず、行政統制の限界も明確な形では提示されないこととなる。もつとも、ここで「行政活動の直面する困難さへの配慮」という問題が言及されているように、行政裁判権の統制権限の限界が何らかの形で存在することは否定され得ない。そこで、行政統制の限界に関係する幾つかの具体的な問題点を検討することによって、問題状況の把握に努めることにしよう。

## (2) 行政統制の限界

ここでは、行政統制の限界を画する幾つかの概念を挙げる事が出来る。まず、行政統制の発動を求める資格・地位が誰に委ねられるのか、という観点から見れば、出訴利益(*intérêt à agir*)概念がその役割を果たす(行政統制の幅)。次に、行政裁判権の法的統制がどれだけ綿密に為されるかという観点から見れば、行政の裁量権限(*pouvoir discrétionnaire*)がその役割を果たす(行政統制の深さ)。最後に、行政統制が発動される時間的要素に着目すれば、行政官の第一次判断権の尊重がその役割を果たす(行政判事の破棄権限)と考えられる。以下では、それぞれについて検討しよう。

a) 出訴利益要件の役割

ここでは、出訴利益概念の消極的な側面について検討しよう。既に述べたように、フランス公法における出訴利益の広範性も、一定の限界に直面するものであり、その限りで行政統制の量を限定する役割を果たしているものと考えられる。しかし、この出訴利益の限界に関しては、必ずしも明確な議論が展開されているわけではない。しばしば指摘されるのは、「裁判所のよき運営の確保 (souti d'une bonne administration de la justice)」という根拠である。より具体的には、裁判の機能や行政の運営に支障が及ぶことを防ぐという「実地的な理由」(raisons essentielles pratiques) が、出訴利益の拡大を限界付けるとされる。

この問題につき Gicquel 判決の論告担当官 Chenot は次のように述べる。

「結局、この「出訴利益要件をめぐる」判例法理は、その選択の理論的根拠を決して明らかにしておらず、法体系の専門家を困惑せしめる。さらには、問題となった行政行為が担う役務の性質に即して分類を立てることも不可能ならしめる。……これらの事例は、次の結論を我々に抱かせる。前述の諸判例の理由付けが、判例法理の理論的 (théorique) 根拠を全く明らかにしていないのは、判例法理が専ら実地的な根拠に基づいているからである。」

「実際、民衆訴訟に対して理論的な根拠に基づき反論することは困難であり、次のような理由を挙げるしかない。何もかもを争う権限を何人にも認めるような判例法理は、裁判権の活動と行政の運営に支障をもたらす。

そして、少なくとも公法においては、社会的混乱は法的な考慮に値する。<sup>(58)</sup>」

もつとも、この「実地的な理由」という概念も、十分に具体的な内容を伴うとはいえない。推測すれば、越権訴訟の増大は同時に行政の応訴の負担も増加させることや、それを裁く C.F. の事務も滞ってしまい、真に必要な権

利救済を為し得なくなる等々の理由が考えられる。しかし、少なくともこの出訴利益の拡大に関しては、権力分立原理等の憲法上の諸価値は問題となっていない。その意味で、出訴利益の範囲の確定は、行政の裁量に委ねられていると考えざるを得ないのである。

#### b) 行政の裁量権限 (pouvoir discrétionnaire)

次に、行政統制の限界を画するものとして、行政の裁量権限の存在が挙げられる。周知のとおり、法規範が不確定法概念によって定められている場合には、当該概念を具体化する権限は専ら積極行政に委ねられるとされ、その反作用として、行政裁判権の審査権限は縮減する。この点に関して Laubadère は次のように述べる。

「まず、一般的に言って、積極行政の権限に対する制約は絶対的なものであってはならない。行政の恣意性と同様に、行政の機械性 (l'automatisme administratif) も回避されなければならないからである。仮に、行政官が予め設定された法規範のみを厳格に適用しなければならぬとすれば、この機械性が問題となる。この機械性は悲惨なものともなり得る。なぜなら、ある種の決定の妥当性は、一般的な方法で予め評価され得ず、あくまで現実との接触においてのみ評価され得るからであり、また、そのような機械性は、ますます硬直化しつつある行政の中から、およそ主体性という理念を消し去ってしまうからである。<sup>(59)</sup>」

Laubadère が述べるように、立法府および行政裁判権が行政決定の妥当性を支える個別具体的な諸事情を正確に把握し得ない以上、事案の適切な解決を積極行政に委ねるしかない場合が不可避免的に生じる。その際には、積極行政自らの判断で行動すべき責任領域を確保すること、すなわち、行政裁判権による法的統制を排除することが要請される。そして、行政の裁量権限は、まさにこの積極行政の固有責任領域を確保するための法制度として位置づ

けられるのである。

### c) 判決内容に関する限界

最後に、行政裁判権の権限がその性質上「裁判 (jurisdiction)」に関するものに留まると考えられていることから、次の限界が導かれる。行政判事が積極行政を代替することの禁止<sup>(60)</sup>。より具体的には、判事 (juge) としての役割と行政官 (administrateur) としての役割は明確に分離され、行政裁判権が積極行政に何らかの積極的作為を命ずることは許されないとされる。さらに言えば、越権訴訟はあくまで事後的な統制手段であり、行政判事の権限は行政官が第一次的に下した決定を破棄することに限定されると考えられているのである。

その理論的根拠として、Auby = Drago は次のように述べる。

「言うまでもないことだが、この原則は成文法上の原則ではない。但し、裁判権と行政権との分離を定めた諸規定にその根拠を求めることもできる。『行政団体の活動を妨害すること (troubler)』(一七九〇年八月十六—二十四日法) や『行政機能を侵害すること (entreprendre sur)』(共和国曆 III 年 fructidor 16 日法) は、確かに通常裁判所に課せられた禁止事項ではあるが、行政判事が自らの統制を純粹な裁判事項に留めることを通じて、体得し得たものでもある<sup>(61)</sup>。」

確かに、ここではフランス公法の伝統的原理が援用されるのみであり、その説得力については疑問が残る。しかし、少なくとも、積極行政の行政判事に対する独立性が重視されていることは理解できるだろう。まず、同原則の帰結として、行政官が第一次的な決定が下すまで行政裁判権の介入が猶予されることとなるが、このことが積極行政の判断過程の尊重に寄与することは言うまでもない<sup>(62)</sup>。さらに言えば、この原則の根底には、行政統制は積極行政

内部の判断過程と同時進行的に為されるべきではない、という理念が存在し、その意味で行政統制の「時間的限界」を觀念することが許されるだろう。

### (3) 小括

ここまでの検討から、越権訴訟制度の概ねの特徴が明らかになったものと思われる。一方で、出訴権者の範囲は広範であり、行政行為の取消事由もまた多様であるが、他方で、行政庁の事実認定が広く尊重される傾向にあり、判決の効果は行政決定の破棄取消に限定される。総体としてみれば、㉔による行政統制にも、積極行政の活動を擁護するための緩衝材が備えられているのである。

確かに、行政統制の範囲が拡大しつつある傾向も認められるが、㉔は必ずしも万能かつ厳格な統制機関として理解されているわけではない。むしろ、積極行政側の事情をも考慮しつつ、公益達成と私益保護とのバランスを巧みに保つ機関として理解されると言えるだろう。この点につきLaudadèreは次のように述べる。

「仮に行政裁判所が、行政の特権を擁護し発展させることを第一の目的とする機関であると見なされていたら、試験の際には、フランスの制度も反自由主義的な方向へと傾斜することもあり得たであろう。しかし、このような事態には陥らなかつたと言つて良い。特に㉔の判例は、個人の自由と行政活動の要請とを適切に調和する術を知つていた。<sup>(63)</sup>」

もっとも、Laudadèreのいう「適切な調和」は極めて微妙かつ不安定なバランスの上で成り立つものであり、場合によっては、行政裁判権が積極行政側の事情を重視しすぎて、行政擁護の姿勢に傾くことも充分危惧され得る。以下では、情報公開法に関する判例法理を検討することを通じて、㉔がどのようにして「適切な調和」を

図っているか、そして、それが行政の過剰な擁護につながっていないか否か、という一点を確認することにしよ  
う。

- (1) 正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年五月十四日法律第四十二号)である。以下同じ。
- (2) さしあたり参照、宇賀克也「情報公開法の理論」(有斐閣一九九八)二二九頁以下、なお情報公開条例に関する訴訟法上の問題に関する文献として、参照、宇賀克也「情報公開訴訟における法律問題」『憲法裁判と行政訴訟』六四五頁以下。
- (3) なお、本稿は、二〇〇〇年十二月に東京大学大学院法学政治学研究所に提出した修士論文の一部に加筆・修正を施したものである。したがって、二〇〇一年以降に公刊された関連文献等については必要最小限しか参照していないことを予めお断りしておく。
- (4) 同法の正式名称は「公衆と行政の関係改善に関する諸措置と、経済的・社会的・行政的制度の改正に関する諸措置を含む法律 (Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'Administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal)」であり、「情報公開に関する規定は第一章 (Titre Ier) に挙げられる」。
- (5) 改正については参照：Yves Gounine = Lydie Lalique, *La réforme du droit d'accès aux documents administratifs*, A. J. D. A. 2000, p. 486 et s., 小原清信「フランスの情報公開法」『季報情報公開』vol. 8 (二〇〇三年) 三四頁以下。
- (6) 同法の制定前の状況については次の文献が詳しい：Patrick Dhoubt, *Pour un droit à la communications des documents administratifs*, Rev. adm. 1977, p. 493 et s.
- (7) この改革に際しては、一九七三年にはスウェーデンのオンブズマン制度を範とした「斡旋員制度 (Mediateur)」が設立されており、その後も、電子ファイル内の個人情報保護に関する一九七八年一月六日法、本稿が扱う一九七八年七月十七日法、そして「行政決定の理由付記を規律する一九七九年七月十一日法が相次いで制定されている。参照：Chapus, *Droit administratif général*, T. 1 76d, p. 387 et s.
- (8) *Ibid.*, p. 496 et s. 特に、しばしば挙げられる例として、市町村における会議録、財務文書の公開を定めた法律がある。又、情報公開法制と並存する他の文書公開制度に関しては、参照：Guide de l'accès aux documents administratifs, 3e éd. p. 27 et s.

- (9) *Ibid.*, p. 494 et s. 行政の秘密性は、専ら情報の公開を定めた法律が存在しないという消極的理由によって根拠付けられるとされる。
- (10) *Ibid.*, p. 497 et s.
- (11) Prayssinet, *Les rapports entre les protections non juridictionnelle et juridictionnelle des administrés*, *Rev. adm.* 1983, p. 563 et s.; また、一九七八年七月十七日法制定後の状況については、*ibid.*, p. 571.
- (12) 法六条 bis は以下のように定める：「請求者は、本法二条に定める行政機関に対して、自らに關係する記名公文書の公開を求める権利を有する。その場合には、行政機関は、私生活上の秘密や医療上の秘密、工業・商業に関する秘密（請求者にとって個人的な事実に関するものに限る）を請求者に対して主張することはできない。」なお、この規定は二〇〇〇年改正前のものである。現行の規定については第七節で検討する。
- (13) 参照、J.-Y. Vincent, *Accès aux documents administratifs - Régime général*. *Loi du 17 juillet 1978*, *Juris-Classeur Administratif*, Fasc. 109-110, No115 et s., 若干整理するならば、一九七八年一月六日法が電子ファイル (fichiers) 内の個人情報のみを対象とするのに対して、一九七八年七月十七日法はマニュアル管理の個人情報を対象とするのである。
- (14) この立法政策の問題点については第七節(2)で検討する。参照、Yves Gounine = Lydie Lalueque, A. J. D. A. 2000, p. 487 et s.
- (15) Délaunay, *L'amélioration des rapports entre l'administration et les administrés*, *LGDI*, p. 530 et s.
- (16) 参照、*Guide de l'accès aux documents administratifs*, 3e éd. p. 47 et s. なお、C. E. もほぼ同様の基準を採用していると考えられる。参照、Délaunay, *L'amélioration des rapports entre l'administration et les administrés*, p. 531 et s.
- (17) 一九七九年七月十一日法による改正後の規定。
- (18) 草案過程においては、当該規定は「市民 (citoyens)」と定められていたが、外国人にも請求権を付与するために「行政客体 (administrés)」と変更され、さらに行政と雇用関係に立つ公務員にも射程を広げるために一九七九年法七月十一日法によって「何人 (toute personne)」に改められた。
- (19) *Guide de l'accès aux documents administratifs*, 3e éd. p. 41 et s.
- (20) *ibid.*, p. 42 et s.
- (21) この問題は、わが国においてもいわゆる個人情報開示との関連で議論されたところである。

- (22) 詳細については参照：多賀谷「行政書類公開の原則について——フランスにおける最近の立法例」自治研究五五卷一二号九六頁以下、特に一〇七頁以下。
- (23) Guide de l'accès aux documents administratifs, 3e éd. p. 9 et s.
- (24) Delauney, L'Amélioration des rapports entre l'administration et les administrés, p. 542.
- (25) Guide de l'accès aux documents administratifs, 3e éd., p. 111 et s.
- (26) *ibid.* p. 53 et s.
- (27) Delauney, L'Amélioration des rapports entre l'administration et les administrés, p. 542, 詳細については参照：Guide de l'accès aux documents administratifs, 3e éd., p. 139 et s.
- (28) その詳細については第五節第二項で検討する。
- (29) この点についても第五節第三項にて後述する。なお、二〇〇〇年改正後の法二十条四項は不服審査前置を定めている。
- (30) Guide de l'accès aux documents administratifs, 3e éd., p. 172 et s.
- (31) この原則は「越権訴訟の一般法的性格 (Caractère de droit commun de recours pour excès de pouvoir)」と呼ばれるものである。参照：Auby = Drago, Traité de contentieux administratif, T. 2, p. 424 et s.; C. E. の判決として参照：C. E. 17 février 1950, dame Lanotte.
- (32) 以上述べたような救済手続を概略的に図式すると、下のようになる。  
情報公開請求→行政庁の決定 (一回目)→CADAへの不服申立→CADAの勧告→行政庁の決定 (二回目)→越権訴訟の提起→判決
- (33) 横浜地裁昭和五十九年七月二十五日判決 (判例時報一一三三号一一三頁以下、判例タイムズ五三〇号二六〇頁以下)、及び、その控訴審である東京高裁昭和五十九年十二月二十日判決 (判例時報一一三七号二六頁以下) を参照。
- (34) 筆者がこの問題に関心を持つきっかけとなった論稿として、参照：塩野宏「救済の行方——情報公開条例の場合」塩野宏・原田尚彦「行政法散歩」(有斐閣一九八五)二四〇頁以下。
- (35) 判例の状況につき参照：宇賀克也「情報公開訴訟における法律問題——憲法裁判と行政訴訟」六五〇頁以下。
- (36) この「客観性・主観性」及び「客観訴訟・主観訴訟」という対概念の意義については、参照：雄川一郎「行政訴訟の法理」三八〇頁以下、小早川光郎「非主観的訴訟と司法権」法学教室一五八号九七頁以下。本稿では、司法審査の発動を求める権能として

の「手続的権能」と、請求者の固有の利益としての「実体的権利」とを区別した上で、後者が存在しない場合にも前者が認められるような訴訟形式を「客観訴訟」と呼ぶことにする。

(37) この問題は、既に住民訴訟における文書提出命令や、行政庁の第一次判断権の尊重に関して議論されたところでもある。参照：園部逸夫「現代行政と行政訴訟」二〇八頁以下、特に二一九頁以下。しかし、このような問題意識がその後十分に検討されてきたか否かは疑問である。

(38) Auby = Drago, *Traité de contentieux administratif* T. 2, 1er éd. p. 431 et s.

(39) Laubadère, *Traité de droit administratif*, T. 1, 6e éd., p. 485 et s, p. 490.

(40) Debbasch, *Contentieux administratif* 7e éd., p. 647 et s.

(41) *ibid.*, p. 649 et s.

(42) その経過については参照：Debbasch, *Contentieux administratif*, 7e éd., p. 268 et s.

(43) C. E., 29 mars 1901, Casanova, Rec. 333.

(44) 本判決におおむね C. E. は、市の納税者としての資格が出訴利益を基礎付けると判断している。とは言え、この訴訟の原告が医師であったことに鑑みれば、利益状況はむしろ所謂競合者訴訟に近いものであったと考えられる。

(45) C. E., 13 fév. 1930, Dufour, Rec. 176.

(46) Debbasch, *Contentieux administratif*, 7e éd., p. 664 et s.

(47) C. E., 1er juin 1906, Alcindor, Rec. 516.

(48) Debbasch, *Contentieux administratif*, 7e éd., p. 152 et s.

(49) Laubadère, *Traité de droit administratif*, T. 1, 6e éd., p. 508.

(50) 越権訴訟における行政統制が階層的統制に近づくことをめぐっての議論については参照：Auby = Drago, *Traité de contentieux administratif*, T. 2, 1er éd., p. 423.

(51) C. E., 29 mars 1901, Casanova, note Hauriou, *Jurisprudence Administrative*, T. 2, p. 229.

(52) *ibid.*, p. 229 et s.

(53) C. E., 4 avril 1914, Gomej, note Hauriou, *Jurisprudence Administrative*, T. 2 p. 374 et s.; 本事実をめぐっては、事実問題に於

する司法審査の是非が問題となったが、Hauriouは次のように述べてこれを肯定する。「法適合性の原理とは反対に、越権の原理は、行政機構や執政官の統制 (police) を意味する。越権とは、法律とはなく職業律 (maximes professionnelles) に反して為された、一種の職業的違反であり、その職業律の要請は法律の定める規範より広い射程を有するのである。……このように、越権の概念は法適合性の概念よりはるかに広範である。越権は、法律よりも広範な内容を有する『道徳 (morale)』に対応するものである。それゆえ特に、事実に対する評価のみを含み、法的問題に関連しない決定に対しても、越権の原理は適用され得るのである。」

- (64) Auby = Drago, *Traité de contentieux administratif*, T. 2, 1er éd., p. 429 et s.
- (65) C. E., 8 dec. 1899, *Ville d'Avignon*, note Hauriou, *Jurisprudence Administrative*, T. 2, p. 408 et s.
- (66) なお、政府の諮問機関としての C. E. の役割については、参照：山口俊夫「概説フランス法 (上)」二五四頁以下。
- (67) Debasch, *Contentieux administratif* 7e éd., p. 5 et s.
- (68) *Concl. Chenot* sur 10 fév. 1950, *Gicquel*, *Rec.* 100.
- (69) Laubadère, *Traité de droit administratif*, T. 1, 6e éd., p. 260.
- (70) Auby = Drago, *Traité de contentieux administratif*, T. 1, 1er éd., p. 148 et s.
- (71) *ibid.*
- (72) Laubadère は、この原則を「行政官の行政判事に対する独立性を保障するために認められた「特権 (prérogatives)」と呼ぶ。参照：Laubadère, *Traité de droit administratif*, T. 1, 6. éd. p. 478 et s..
- (73) Laubadère, *Traité de droit administratif*, T. 1, 6. éd. p. 379 et s.